

令和 6年11月12日

シティ信金でんさいサービス
ご契約者 各位

大阪シティ信用金庫

業務規程等の一部改正のお知らせ

株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）による新サービス「でんさいライト」のリリースに伴い、でんさいネットの業務規程および業務規程細則が一部改正されますので、お知らせいたします。

記

1. 改正日

令和6年11月18日（月）

2. 業務規程等の改正点

（1）でんさいネットへの直接請求チャネルの追加・チャネル移行等

- ① でんさいネットの利用に当たって、でんさいライトにより利用する方法等を規定するため、業務規程第11条第2項を改正。
- ② 間接アクセス方式とでんさいライトのチャネル移行に係る規程を追加するため、業務規程第11条第3項を追加
- ③ でんさいライトの電子記録の請求等について、でんさいネットが定めるところにより、電子記録の請求に必要な事項をでんさいネットに提供することを規定するため、業務規程第23条第1項および第2項を改正。
- ④ でんさいライトの利用に係る免責事項を反映するため、業務規程第64条第2項を改正。

（2）利用申込

- ① でんさいライトの利用契約については、でんさいネットから利用開始通知を送付することを反映するため、業務規程第13条第3項を改正。

（3）サービス仕様（決済口座、サービス提供時間ほかでんさいライトの仕様の反映）

- ① でんさいライトの利用契約については、保証利用限定特約を付すことができないことを規定するため、業務規程第12条第3項第3号を追加。
- ② でんさいライトにより記録請求する場合の制限について追加するため、業務規程第22条第1項第12号を追加。
- ③ でんさいライトにより電子記録をした場合の通知について、でんさいネットから利用者へ直接通知することを反映するため、業務規程第25条第2項を改正。
- ④ でんさいライト利用の場合、指定許可先登録機能が利用不可であることを反映するため、業務規程第26条第4項を改正。

- ⑤ でんさいライトの利用の場合、単独保証記録が実施不可であることを反映するため、業務規程第 27 条第 2 項を改正。
- ⑥ でんさいライト利用の場合、でんさいネットから利用者に対し直接、請求の通知をすることおよび指定許可先登録機能が利用不可であることを反映するため、業務規程第 27 条第 3 項を改正。
- ⑦ でんさいライト利用の場合、でんさいネットから利用者に対し直接、通知をすることを規定するため、業務規程第 27 条第 5 項を改正。
- ⑧ でんさいライトの障害時対応について規定するため、業務規程第 28 条第 2 項を追加。
- ⑨ でんさいライトの利用の場合、でんさいライトにより最新債権情報開示の請求受付・開示および定例発行分の残高証明書の受付を行うことを反映するため、業務規程第 57 条第 1 項を改正。

(4) 手数料

- ① 利用者がでんさいライトによる請求の手数料をでんさいネットへ支払うことを規定するため、業務規程第 61 条第 2 項を改正。

「業務規程」、「業務規程細則」の詳細は[こちら \(でんさいネットホームページ\)](#) からご確認ください。